

健康経営の普及推進に関する連携協定書

千葉市（以下「甲」という。）、千葉商工会議所（以下「乙」という。）、全国健康保険協会千葉支部（以下「丙」という。）、及びアクサ生命保険株式会社千葉支社（以下「丁」という。）は、従業員等の健康増進の取組みを経営的な視点で考え、戦略的に実践する「健康経営」の分野において、相互の資源を有効に活用し、綿密な連携と協働による活動を推進するため、次のとおり協定を（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁が相互に連携及び協力を行い、市内事業所の健康経営の普及推進等の取組みを通じて、市民及び従業員等の健康増進並びに人材確保に繋げることで、市内事業所の生産性、業績並びに企業価値の向上の実現を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。なお、協力事項の詳細は、甲、乙、丙及び丁が協議して別途定めるものとする。

- （1） 市内事業所における健康経営の普及推進に関する事項
- （2） 市民及び市内事業所の従業員等の健康増進に関する事項
- （3） 健康経営の普及推進等についての情報共有と分析に関する事項

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲、乙、丙及び丁は、当該事項の実施について定期的に協議を行い、具体的な実施事項について決定する。

（協定の変更及び解除）

第3条 甲、乙、丙及び丁のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

2 甲、乙、丙及び丁は、相手方が法令、条例若しくは本協定のいずれかに違反した場合、本協定を解除することができるものとする。

3 甲、乙、丙及び丁は、相手方が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると合理的に認められる場合は、何らの催告を要さず、直ちに本協定を解除することができるものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲、乙、丙及び丁が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間この協定は延長され、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務及び目的外使用禁止義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 甲、乙、丙及び丁は、本協定の取組みにおいて甲、乙、丙及び丁のいずれかが独自に作成した資料、帳票について、作成者の事前の承諾なく第三者に開示、提供しないこととする。

（個人情報等の取扱い）

第6条 甲、乙、丙及び丁は、個人が特定されるデータの交換は行わないこととする。また、本協定に基づき、他の事業者から提供を受けた情報は第1条に定める目的の範囲内で利用するものとし、他の事業者の事前の承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、法令により開示を求められたものについては除く。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁が協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和7年12月17日

甲 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市

市長

神谷 俊一

乙 千葉県千葉市中央区中央2丁目5番地1
千葉商工会議所

会頭

佐久間 英利

丙 千葉県千葉市中央区新町3番地13
日本生命千葉駅前ビル
全国健康保険協会千葉支部

支部長

佐藤 信行

丁 千葉県千葉市中央区中央2丁目5番地1
アクサ生命保険株式会社千葉支社

支社長

原田 恭子

「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。